

換地課からのお願い

1. 各種届出のお願い

本土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転がある際は、所有権移転登記を行ったあと、当事務所に届出してください。

また、保留地は不動産登記ができないことから、換地処分による登記が完了するまでの間、不動産登記簿に代えて保留地権利台帳により施行者(千葉県)が管理しています。

保留地所有者様におかれましては、転居等による住所変更や氏名変更についても、届出が必要となります。

届出用紙は、当事務所または下記ホームページにて取得可能です。

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください

土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間(換地処分の公告の日までの間)事業の障害となるおそれがある次の建築行為等を行う時は、土地区画整合法第76条の規定による許可が必要となります。

事前に当事務所にご連絡いただき、計画内容について事前相談を行っていただくようお願いします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更(切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等)
- ③移転が容易でない物件(重量が5t超)の設置またはたい積

尚、事前相談の後、必要事項をご記入のうえ、柏市北部整備課へ申請書を提出していただきます。申請書は下記ホームページにて取得可能です。

3. 仮換地証明書の郵送による申請及び交付について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、仮換地証明書の郵送での申請及び交付を行っております。つきましては、郵送での申請及び交付を希望する方は、申請書類及び返信用の切手を貼付した封筒等が必要となりますので、事前に当事務所宛にご連絡ください。尚、保留地証明書、事業用地一時使用申請につきましても、郵送申請を受け付けておりますので、ご利用ください。

お問い合わせ先

《 千葉県 柏区画整理事務所 》
〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211 (移転補償等)

換地課 04-7134-1247 (換地、建築行為等に係る76条申請、区画整理だより等)

工務課 04-7134-1294 (宅地造成、道路整備、調整池工事等)

F A X 04-7134-1299

ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-kashiwa-k/index.html> (各種手続きについて)

区画整理だよりの送付先住所等に変更がありましたら換地課までご連絡下さい

柏北部中央地区

千葉県柏区画整理事務所



第59号

令和3年7月発行

区画整理だより

令和3年度の主な事業予定

凡例

- 令和2年度末までに完了・概成箇所
- 令和3年度宅地造成・道路造成等
工事着手予定箇所
- 令和4年度以降予定箇所



※ 整備を進めるにあたっては、地権者の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。
※ 土地利用の状況や関係機関との調整等により、工事箇所が変更される場合もあります。

第76回土地区画整理審議会について

令和3年5月18日、審議会委員の改選後初となる土地区画整理審議会を開催し、17名の委員の方々のご出席され、下記議案についてご検討いただきました。

1. 会長及び会長代理の選出について(第1号議案)

以下の通り、審議会会長及び会長代理が選出されました。

土地区画整理審議会会長
 鈴木 博史 委員

会長代理
 内山 久雄 委員

～鈴木会長御挨拶～

このたび会長に選任されました鈴木博史でございます。

私は、審議会委員は二期目ですが、今回は会長ということで、大変身が引き締まる思いです。

さて、夏の日盛りに木陰の恋しい季節となりましたが、新型コロナウイルス感染症への対策もしなくてはなりません。感染症の終息を願うとともに、皆様におかれましても、健康に気をつけていただきますようお願い申し上げます。

今後とも地区全体の事業が進むよう、微力ではありますが、引き続き皆様のご協力を得ながら、務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第76回審議会諮問箇所

2. 仮換地指定について(第2号議案)

第2号議案の仮換地指定については、正連寺地区や若柴地区等の整備に関する6箇所、約0.78haの仮換地指定を諮問し、承認されました。

3. 保留地の設定について(第3号議案)

第3号議案の保留地の設定については、正連寺地区、若柴地区及び十余二地区の3箇所、約0.17haの保留地設定を諮問し、同意されました。



宅内建柱の御協力のお願い

柏北部中央地区では、交通安全や景観等への配慮のため、電柱を宅地内に設置することとしています。

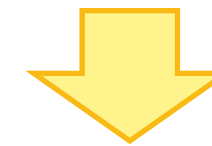
皆様の宅地整備に併せて、NTT東日本(株)や東京電力パワーグリッド(株)が宅地内への建柱協議に伺う場合がありますので、御協力をお願いします。

電柱が路上に設置されると…

- ・電柱による死角が飛び出し事故の原因となる。
- ・電柱により道幅が狭められ、歩行者や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすの通行の妨げになる。



路上に設置



電柱を宅地内に設置すると…

- ・道路上の視界が広がり、歩行者や自転車等の通行がより安全になる。
- ・電柱への違法広告などがおさえられ、まちの美観が保たれる。



宅地内に設置

人事異動について

	【転入】	【転出】		【転入】	【転出】
事務次長	平松 重伸	小倉 隆雄	工務課	副主査 菊池 利彦	副主査 鈴木 眞吾
技術次長	小山 真澄	遠藤 弘行	技師	魚田 祐介	技師 布施 大輔
管理移転課	主事 齊藤 圭以	主事 石井 優汰	技師	井手 勇人	技師 団野 雄介
	主事 二瓶 隆太		技師	秋元 友理奈	技師 梅澤 拓矢
換地課	副主査 山田 大祐	副主幹 丸山 徳崇	技師	根岸 諒	技師 金子 時也
	副主査 錦織 大知	副主査 伊藤 麻琴	技師	中村 佳祐	技師 斎藤 さや
	技師 小野 拓海				技師 大垣 亜璃沙

転出した職員一同より、地権者の皆様には事業に御協力いただき厚くお礼申し上げますとともに、新たな職員につきましては、今までと同様によりよくお願い申し上げます。